

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：甲府市上下水道局

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.6%
全職員	87.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	104.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.8%
31～35年	99.0%
26～30年	—%
21～25年	105.1%
16～20年	97.7%
11～15年	93.0%
6～10年	74.0%
1～5年	104.6%

【説明欄】

1 全職員に係る情報について

・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、会計年度任用職員と再任用職員で構成されているが、女性職員は全て給与水準の低い会計年度任用職員であり、会計年度任用職員より給与水準の高い再任用職員にはいないため、給与に差異が生じている。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について

・(1) 役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長相当職」区分には、該当する女性職員がいないため、記載なし。「本庁課長補佐相当職」については、対象者が一人のため特定の職員が推測されることから、記載しない。「本庁係長相当職」については、女性職員の方が平均年齢が2歳高いため差異が生じている。

・(2) 勤続年数別の「26～30年」区分には、該当する女性職員がいないため、記載なし。「21～25」については、女性職員の係長比率が高いため、差異が生じている。「6～10」については、女性職員の主任比率が低いため、差異が生じている。「1～5」については、女性職員の主任比率が高いため、差異が生じている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	—%

【説明欄】

・該当する女性職員がないため、記載なし。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	3. 2%
本庁係長相当職	24. 1%

【説明欄】

令和 7 年 4 月 1 日の職員数に基づき算出している。

・「本庁部局長・次長相当職」「本庁課長相当職」区分には、該当する女性職員がないため、記載なし。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和〇年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—%	—%	—%	—%
1週間以上2週間未満	—%	—%	—%	—%
2週間以上1月以下	16.7%	—%	—%	—%
1月超3月以下	66.7%	16.7%	—%	—%
3月超6月以下	—%	—%	—%	—%
6月超9月以下	—%	—%	—%	—%
9月超12月以下	—%	—%	—%	—%
12月超24月以下	—%	—%	—%	—%
24月超	—%	—%	—	—

【説明欄】

1. 男女別の育児休業取得率について

- ・(2)会計年度任用職員には、該当する職員がいないため、記載なし。

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

- ・表中の「—」は、該当する職員がいないため、記載なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和○年度
内部部局等	10. 1時間／月
内部部局等以外	—時間／月

【説明欄】

・「内部部局等以外」には、該当する職員がいないため、記載なし。